京都市フッ化物洗口支援事業について

京都市は京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」に基づく母子口腔保健(保育・幼稚園期)推進の取組として、集団生活をおくる満4歳児及び満5歳児を対象としたフッ化物洗口を実施する市内の保育園・幼稚園などの施設について支援を行います。

1 支援事業の対象施設

実施主体として,満4,5歳児を対象とした有効フッ素濃度225~250ppmにて週5回法でのフッ化物洗口に取り組む施設

※フッ化物洗口の実施主体はフッ化物洗口に取り組む施設とする。

2 支援内容

(1) 京都市はフッ化物洗口実施のための初期必要物品の提供を行う。

<初期必要物品>

蛇口付ポリタンク (20又は50)

ディスペンサー付ボトル (600ml)

フッ化物洗口誘導音楽CD「ゴシゴシデンターマン」

- ※支援対象ではありませんが、プラスチックコップは洗口必要物品です。
- (2) 京都市は施設の職員及び児童の保護者に対するフッ化物洗口実施にかかる必要事項 の説明を行う。

3 フッ化物洗口実施内容

- (1) 施設は園歯科医師のフッ化物洗口指示書に基づきフッ化物洗口を実施する。
- (2) 施設は洗口用フッ化ナトリウム製剤については、協力を仰ぐ園歯科医師の洗口用フッ化物製剤処方指示書に基づき、薬剤師または、歯科医師から購入する。(1園児経費約300円~400円台/年)
- (3) フッ化物洗口を希望しない児童については、水道水にて同様の洗口を行い、薬剤費の徴収は行わない。
- (4) 実施方法は週5回法とし、洗口後30分間飲食をしない時間帯に行う。どの時間帯で実施しても、フッ化物洗口によるむし歯予防効果には影響はない。
 - (例)・昼食後に歯みがきをした後(お昼寝前)
 - ・朝、園児が全員そろった時 等
- (5) 保育所長及び幼稚園長は、本事業の実施にあたり、園の医師・歯科医師及び、地域の薬剤師等と積極的に連携を図り、事業の円滑な実施に努める。

4 実施にあたっての環境(施設)

- (1) フッ化物洗口実施にあたっては、次の環境(施設)が必要となる。
 - ①飲用水道水の確保 (ミネラルウォーターの使用は不可)
 - ②吐き出し場所の確保 (一般下水)
 - ③洗口液作成を行う場所の確保
 - ④鍵付き戸棚 (洗口用フッ化ナトリウム製剤の保管)
 - ⑤1週間分の洗口液を作製したポリタンク (20又は50) 及び洗口液の入ったディスペンサー付ボトルの収納場所 (冷蔵庫冷暗所)
 - ※ ③洗口液の作成は園のスタッフが行っても問題はない
 - ※ ③, ④, ⑤については園児の入らない場所を選ぶこと

5 支援の流れ

① 京都市への各書式の	保育園・幼稚園でのフッ化物洗口の実施とその規模が決定
提出	し,フッ化物洗口実施の計画が出来上がった段階で,
	フッ化物洗口実施計画書(様式 1)
	フッ化物洗口必要物品提供希望書(様式 2)
	の2種類の書式を京都市に提出します。
② 初期必要物品の提供	提出された書式に基づき、京都市はフッ化物洗口実施のた
	めの初期必要物品の提供を行います。
③ 次年度用の書式の提出	年度末までに、次年度の
	フッ化物洗口実施計画書(様式 1)
	を提出し, 次年度の取組内容について京都市に知らせます。
④ 前年度の実施実績等	新年度に、前年度のフッ化物洗口の取組と保育園・幼稚園
報告書の提出	の4歳児と5歳児の歯の健康状態について,
	フッ化物洗口実施実績報告書(様式3)
	歯の健康についての報告書(様式4)
	を京都市に提出し、知らせます。

※フッ化物洗口2年目以降は③, ④を繰り返します。

※様式 $1\sim4$ については参考3または、フッ化物洗口マニュアル(案)**補足2**を参照